

改正 平成19年3月28日陸幕法第61号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規33)

増加恩給請求書類に添付する履歴書の記載要領に関する通達

標記の件、恩給更新組合員のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第5条の規定により、昭和34年9月30日看做退職により増加恩給の請求権が発生した者又は増加恩給に併給されている普通恩給の改定請求を行なう者にかかる請求書類に添付する履歴書中、昭和34年9月30日の記載事項について、下記のとおり定めたから遺憾のないよう実施されたい。

なお、請求書の退職年月日は、看做退職による昭和34年9月30日とする。

記

朱書	昭34・9・30	国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の 規定による看做退職
黒書	昭30・10・1	以後引き続き在職中

配布区分：「G」
厚生課長 10部